

自己点検シート

（人員・設備・運営編）

介護老人福祉施設 （介護予防）短期入所生活介護

施設名：_____

年月日：令和 年 月 日

担当者：_____

根拠となる法令・通知等	根拠の記載
<p>(指定介護老人福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号） 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号） 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について（平成12年11月21日老振第77号・老健第123号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知） 指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について（平成14年8月7日老計発第0807004号厚生労働省老健局計画課長通知） 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号） 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知） 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第87号） 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第100号） 介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について（平成25年3月27日付け岡事指第1224号） 	<p>施設省令</p> <p>施設省令解釈通知</p> <p>21号告示</p> <p>入所留意事項</p> <p>268号告示</p> <p>77・123号通知</p> <p>入所指針</p> <p>特養省令</p> <p>特養省令解釈通知</p> <p>施設条例</p> <p>施設規則</p> <p>施設解釈通知</p>
<p>(指定短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号） 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第85号） 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第98号） 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（平成25年3月33日付け岡事指第1221号） 	<p>居宅省令</p> <p>居宅等省令解釈通知</p> <p>19号告示</p> <p>居宅条例</p> <p>居宅規則</p> <p>居宅解釈通知</p>
<p>(指定介護予防短期入所生活介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第90号） 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年岡山市規則第103号） 	<p>予防省令</p> <p>127号告示</p> <p>0317001号通知</p> <p>予防条例</p> <p>予防規則</p>

根拠となる法令・通知等	根拠の記載
<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） ・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号） ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） ・厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号） ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号） ・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号） ・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号） ・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第413号） ・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第414号） ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知） ・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知） ・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知） 	<p>法律 規則 94号告示 95号告示 96号告示 27号告示 29号告示 419号告示 123号告示 413号告示 414号告示 54号通知 75・122号通知 8号通知 18号通知</p>

【赤】：介護報酬の解釈2 指定基準編 令和3年4月版

【青】：介護報酬の解釈1 単位数表編 令和3年4月版

【緑】：介護報酬の解釈3 Q A ・法令編3 令和3年4月版

※特養・短期共通事項 **ゴシック体**

特養の共通事項 ゴシック体

短期のみの事項 **ゴシック体**

- ・短期の場合は、「入所者」を「利用者」に読み替える。
- ・予防の場合は、「要介護者」を「要支援者」に読み替える。

確認事項	適否	確認書類・根拠
・運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。	適否	
第3 人員に関する基準		【赤 256,880,1261】
1 医師		施設条例第5条 居宅条例第150条 予防条例第133条
(1) 健康管理・療養上の指導を行うために必要数を配置しているか。(嘱託医でも可)	適否	
2 生活相談員		・運営規程 ・勤務表
(1) 入所者100に対して又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。	適否	施設規則第2条 居宅規則第6条第2項
(2) 常勤であるか。	適否	ただし、定員20人未満の併設事業所においては、この限りではない。
(3) 社会福祉法第19条第1項各号に該当する者又は同等以上の能力を有すると認められる者か。(同等以上の能力を有すると認められる者とは、介護支援専門員とする。) 【条例独自基準】	適否	予防規則第6条第2項 施設解釈通知第2-1 居宅解釈通知第2-8(1)
3 介護職員又は看護職員		【赤 257,881,1261】
(1) 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上配置しているか。	適否	
(2) 看護職員の員数は常勤換算方法で次のとおりか。	適否	
入所者数 30以下		1以上
30超 50以下		2以上
50超 130以下		3以上
130超		3に「入所者数130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(3) 介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。 (定員20人未満である併設事業所にあつては、この限りではない。)	適否	
4 看護職員		【赤 257,881,1262】
(1) 看護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。 (定員20人未満である併設事業所にあつては、この限りではない。)	適否	
(2) 看護職員について配置基準のない事業所において、看護職員を配置していない場合、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下病院等）との密接な連携により看護職員を確保しているか。	適否	
・病院等の看護職員が必要に応じて利用者の健康状態の確認を行っているか。	適否	
・病院等において、短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されているか。	適否	
・短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けられる体制が確保されているか。	適否	
・病院等及び短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるように徹底しているか。	適否	
5 栄養士又は管理栄養士		【赤 257,880,1261】
(1) 1人以上配置しているか。 ただし、入所定員が40人を超えない施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。	適否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>6 機能訓練指導員</p> <p>(1) 1人以上配置しているか。</p> <p>(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者であるか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 257,881,1261】 施設規則第3条 居宅規則第7条 予防規則第7条 施設解釈通知第2の2 居宅解釈通知第2の8(1)</p>
<p>7 介護支援専門員</p> <p>(1) 専らその職務に従事する常勤の者を1人以上配置しているか。 〔入所者数が100又はその端数が増すごとに1を標準とする（増員分については、非常勤でも可）〕</p> <p>(2) 当該施設の常勤の介護支援専門員は、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。 (ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 257,881,1261】 ・専門員証等(写)</p>
<p>☆ 指定短期入所生活介護事業併設等の場合</p> <p>〔空床利用〕</p> <p>(1) 従業者の員数は利用者を入所者としてみなした場合における、施設として必要な数以上となっているか。</p>	<p>適否</p>	<p>居宅省令第121条2項</p>
<p>〔併設の場合〕</p> <p>(1) 生活相談員、介護職員又は看護職員 ・本体施設の入所者と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数となっているか。 〔看護職員数の算定については算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。〕</p> <p>※医師、栄養士、機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。</p>	<p>適否</p>	<p>【青 380, 381】 0317001号通知第2-7(3)③</p>
<p>第4 設備に関する基準 [設備については全て現場確認]</p>		
<p><指定短期入所生活介護のみ></p> <p>事業所の建物は耐火建築物であるか。 ただし、居室等を2階及び地階のいずれにも設けていない場合、又は居室を2階及び地階に設けている場合であって、以下の3つの要件の全てを満たしている場合は、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 消防長又は当該事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、非常災害対策計画に利用者の円滑かつ迅速な非難を確保するために必要な事項を定めていること。</p> <p>(2) 非常災害対策計画に従い、昼間及び夜間において訓練を行うこと。</p> <p>(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民との連携体制を整備すること。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 259, 1263】</p>
<p>1 利用定員等</p> <p>・指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。 ただし、居宅条例第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム（空床型）の場合にあっては、この限りではない。 また、併設事業所の場合にあっては、一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、利用定員が20人未満でも差し支えない。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 37,259】 施設条例第6条 居宅条例第152条、第153条、附則第2条 予防条例第135条、第136条、附則第2条</p>

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>2 居室</p> <p>(共通)</p> <p>(1) 入所者が専用する区画は、窓に面しているか。【条例独自基準】</p> <p>(2) 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが確保されているか。 【条例独自基準】</p> <p>(3) 仕切りは、入所者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いているか。 【条例独自基準】</p> <p>(4) 容易に個室に転換できるように設計上の工夫に努めているか。【条例独自基準】</p> <p>(5) 特別な居室を設ける場合は、当該居室数が定員数の概ね 50%以下であり、かつ当該費用を運営規程に定めているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 259, 884, 1263】</p> <p>施設規則第 4 条 居室規則第 9 条 予防規則第 9 条 施設解釈通知第 3 の 1 の 4, 8 居室解釈通知第 2 の 8(12) ・平面図 ・運営規程 ・指定申請、変更届(写)</p>
<p>(短期入所生活介護)</p> <p>(1) 併設型指定短期入所生活介護事業所として専用の居室を設けているか。</p> <p>(2) 1 人であるか。ただし、サービス提供上必要と認められる場合は 2 人以下 (経過措置：平成 12 年 4 月 1 日に存する場合は、適用しない。)</p> <p>(3) 1 人当たりの床面積は 10.65 m²以上であるか。 (経過措置：平成 12 年 4 月 1 日に存する場合は、適用しない。)</p> <p>(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>(2)は 123 号告示</p>
<p>(介護老人福祉施設)</p> <p>(1) 1 人であるか。ただし、サービス提供上必要と認められる場合は 2 人以下 (経過措置)</p> <p>【<u>条例施行の際（平成 25 年 4 月 1 日）に存する特別養護老人ホームの場合</u>】 (※条例施行後に増改築された部分を除く。)</p> <p>・ 4 人以下であるか。</p> <p>【<u>平成 12 年 4 月 1 日に存する特別養護老人ホームの場合</u>】</p> <p>・ 原則として 4 人以下であるか。</p> <p>【<u>平成 12 年 4 月 1 日に存する特別養護老人ホームの場合で児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和 62 年 3 月 9 日省令第 12 号）附則第 4 条第 2 項の適用を受ける場合</u>】</p> <p>・ 8 人以下であるか。 ・ 特別な居室があるか。</p> <p>(2) 入所者 1 人当たりの床面積は、10.65 m²以上であるか。(経過措置あり) 【<u>平成 12 年 4 月 1 日に存する特別養護老人ホームの場合</u>】</p> <p>・ 収納設備等を除き、4.95 m²以上であるか。</p> <p>(3) <u>ブザー等（ナースコール）が設置されているか。（設置位置等は適切か）</u></p> <p>・ <u>ブザー等（ナースコール）は使用できる状態になっているか。</u></p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
<p>3 静養室</p> <p>・ <u>介護職員室又は看護職員室に近接しているか。</u></p>	<p>適否</p>	<p>【赤 260, 884, 1264】</p>
<p>4 浴室</p> <p>(1) 浴槽は 1 つであるか。</p> <p>(2) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られているか。</p> <p>(3) 脱衣室、浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いているか。【条例独自基準】</p> <p>(4) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けているか。【条例独自基準】</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 260, 884, 1264】</p> <p>施設規則第 5 条 居室規則第 11 条 予防規則第 11 条 施設解釈通知第 3 の 1 の 5, 8 居室解釈通知第 2 の 8(14)</p>

確 認 事 項	適 否	確認書類・根拠
(5) 浴室ごとに脱衣室を設けているか。【条例独自基準】 ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。	適 否	
(6) ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。	適 否	
(7) 要介護者が入浴するのに適したものであるか。	適 否	
5 洗面設備		【赤 261, 884, 1264】
(1) 居室のある各階に設置されているか。	適 否	
(2) 要介護者が使用するのに適したものになっているか。 (高さ、蛇口の構造や鏡の向き、手すり)	適 否	
6 便 所		【赤 261, 884, 1264】
(1) 居室のある階ごとに居室に近接して設けているか。	適 否	施設規則第 6 条
(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ・要介護者が使用するのに適したものになっているか。	適 否	居室規則第 12 条 予防規則第 12 条
(3) 便房ごとに扉及び壁で仕切られているか。【条例独自基準】	適 否	施設解釈通知第 3 の 1 の 6, 8
(4) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いているか。 【条例独自基準】	適 否	居室解釈通知第 2 の 8(15)
7 医務室		【赤 260, 884, 1264】
(1) 診療所としているか。	適 否	・診療所開設許可書
(2) ・必要な医薬品、医療用具は整っているか。 ・必要に応じて臨床検査設備を設けているか。	適 否	・医薬品・備品に関する台帳
8 食堂及び機能訓練室		【赤 261, 884, 1264】
(1) ・それぞれ必要な広さを有しているか。 ・合計面積が 3㎡に入所定員を乗じた面積以上となっているか。 ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。	適 否	施設規則第 7 条 居室規則第 10 条 予防規則第 10 条 施設解釈通知第 3 の 1 の 7, 8 居室解釈通知第 2 の 8(13) (16)
(2) ・食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けているか。 ・各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の入所定員の合計数を乗じて得た面積以上となっているか。【条例独自基準】 ※ただし、当該階に設ける居室の定員の合計数が 5 人以下で、入所者の食堂への往来に支障が生じない場合はこの限りではない。(経過措置) ※平成 25 年 4 月 1 日において現に指定を受けている指定介護老人福祉施設(施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については適用しない。	適 否	施設条例附則第 7 条 居室条例附則第 17 条
(3) 必要な備品を備えているか。	適 否	・備品に関する台帳
9 廊下幅		【赤 261, 884, 1265】
(1) 1.8m以上、ただし、中廊下は 2.7m以上となっているか。	適 否	
10 消火設備		【赤 261, 884, 1265】
(1) 消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。	適 否	
11 その他		【赤 261, 884, 1265】
(1) 上記に掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供しているか。 ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	適 否	居室等省令解釈通知第 3-8-2(4) 施設省令解釈通知第 3-1
(2) 【面積又は数の定めのない設備】 ・身体の不自由な利用者が使うのに不自由のない広さを有しているか。 ・利用者のため必要な数が設置されているか。	適 否 適 否	
(3) 廊下、共同生活室、便所等に常夜灯を設けているか。	適 否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(4) 階段の傾斜は緩やかであるか。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではない。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	
<p>第5 運営に関する基準</p>		
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) ・重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 (旧措置入所者に対しても同様に説明しているか。) ・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ・サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 262,887,1265】 施設条例第7条 居宅条例第154条 予防条例第137条 施設解釈通知第4の2</p>
<p>2 指定（介護予防）短期入居者生活介護の開始及び終了</p> <p>(1) 指定（介護予防）短期入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入居者生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な介助に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅支援事業者等との密接な連携に努めているか。 【条例独自基準】</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 262,1265】 【説明・同意の方法手順等を確認】 ・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する書類 居宅条例第155条 予防条例第138条</p>
<p>3 提供拒否の禁止</p> <p>(1) ・正当な理由なく提供を拒んでいないか。 正当な理由の例： ①入院治療の必要がある。 ②適切なサービスを提供することができない。 ③事業所現員から応じきれない。 ④居住地が通常の事業の実施地域外。 ・要介護度や所得の多寡を理由に提供を拒んでいないか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 263,888,1268(1220)】 施設条例第8条 居宅条例第9条準用 予防条例第51条の3準用 ・入所申込書 ・入所申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料</p>
<p>4 サービス提供困難時の対応</p> <p>(1) 自ら便宜を供与することが困難な場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業所、適切な病院、診療所、介護老人保健施設、医療院を紹介する等適切な措置を講じているか。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 263,888,1268(1220)】 施設条例第9条 居宅条例第10条準用 予防条例第51条の4準用 ・紹介の記録</p>
<p>5 受給資格等の確認</p> <p>(1) サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 ・確認した後は、入所者へ被保険者証を返却しているか。</p> <p>(2) 認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 263,889,1268(1220)】 施設条例第10条 居宅条例第11条準用 予防条例第51条の5準用 ・施設サービス計画書 ・入所者に関する記録</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>6 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは ①要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②入所申込者の意思を踏まえ、申請を促す。</p> <p>(2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 264,889,1268(1220)】 施設条例第 11 条 居宅条例第 12 条準用 予防条例第 51 条の 6 準用 入所者に関する書類</p>
<p>7 入退所</p> <p>(1) 入所対象に適した者であるか。</p> <p>(2) 入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。</p> <p>(3) 入所に際して、入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。(本人・家族との面談等)</p> <p>(4) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により定期的に協議しているか。</p> <p>(5) 居宅での介護が可能と判断される場合、入所者及びその家族等の希望、退所後の環境等を勘案し、円滑な退所のため必要な援助を行っているか。</p> <p>(6) 入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他サービス提供者等との密接な連携に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 263,889,1265】 施設条例第 12 条 ・入所者に関する書類 ・入所指針 ・入所申込書 ・受付簿 ・入所順位名簿 ・入所検討委員会議事録 [把握方法を確認 ・協議に関する記録 ・相談、助言、紹介等の記録</p>
<p>8 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 入退所の記録を被保険者証に記載しているか。 記載事項 ①入所年月日 ②入所施設の種類及び名称 ③退所年月日</p> <p>(2) ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供日及び内容が記録されているか。 ・居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額は記載されているか。 ・その他必要な事項は記載されているか。</p> <p>(3) ・サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ・当該記録を5年間保存しているか。 【条例独自基準】</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 265,890,1268(1221)】 施設条例第 13 条 居宅条例第 19 条準用 予防条例第 51 条の 13 準用 ・入所者に関する書類 ・サービス計画書</p>
<p>9 利用料等の受領</p> <p>(1) [法定代理受領サービスに該当する場合] ・1割相当額の支払いを受けているか。(平成27年7月31日まで) ・1割、2割又は3割相当額の支払いを受けているか。(平成27年8月1日以降) (※旧措置入所者の特例あり)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 265,891,1265】 施設条例第 14 条 居宅条例第 156 条 予防条例第 139 条</p>

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
(2)〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕 ・10割相当額の支払いを受けているか。 ・施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。	適否 適否	・運営規程 ・サービス計画書 ・領収証控 ・送迎日誌 419号告示
(3)〔居住費・食費〕 ・利用者と施設の契約に関する「指針」に沿って適正な契約が行われているか。 ・居住費は居住環境に応じて適切に設定されているか。 ・居住費の設定に当たっては、施設の建設費用（修繕・維持管理費用等を含み、公的助成の有無も勘案）が勘案されているか。また、近隣の類似施設の家賃及び光熱水費の平均的費用が勘案されているか。 ・食費の設定に当たっては、「食材料費」＋「調理費」相当額を基本として適切に設定されているか。 ・居住費・食費が「特別な室料」と「特別な食費」と明確に区分されているか。	適否 適否 適否 適否	123号告示 54号通知 54号通知別紙 75・122号通知 【赤 1438~1443】
(4)〔特別な居室料・特別な食事料の支払を受けている場合〕 ・利用者等が選定する特別な居室・特別な食事の提供に係る利用料は基準等に沿って適正な契約が行われているか。 ・特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであるか。 ・特別な居室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われているか。	適否 適否 適否	54号通知 54号通知別紙 75・122号通知 【赤 1438~1443】
(5)〔その他の費用の支払を受けている場合〕 ① 送迎の実施地域以外の利用者から送迎に要する費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。 ② 理美容代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。 ③ ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの（保険給付の対象となっているサービス）はないか。 ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。 ・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。 （積算根拠は明確にされているか。） ・「預り金の出納管理に係る費用」の支払いを受ける場合は、厚生省通知の要件を満たしているか。	適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否	法律第41条8項、第48条7項、第53条7項 消費税法第6条1項、別表第一7号1
(6)・(3)から(5)までの支払を受ける場合には、その内容及び費用について、入所者又はその家族に対して事前に文書を交付して十分な説明を行い、同意を得ているか。 ・上記の同意は、文書に入所者等の署名を受けることにより行っているか。 ・「その他の日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。	適否 適否 適否	法律第41条8項、第48条7項、第53条7項 消費税法第6条1項、別表第一7号1
(7)・利用料等の支払を受けた都度、領収証を交付しているか。 ・「預り金」による精算を実施している場合についても、同様の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。 ・課税の対象外に消費税を賦課していないか。	適否 適否 適否	消費税法第6条1項、別表第一7号1

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(6) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。 <p>（※記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない場合は「身体拘束廃止未実施減算」となり、改善計画の提出及び改善状況の報告が必要となる。）</p> <p>(7) 多様な評価の手法を用いてその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【条例独自基準】</p>	<p>適否 適否 適否 適否 適否</p>	
<p>1.2 施設サービス（短期入所生活介護）計画の作成</p> <p>(1) 施設サービス計画の作成に関する業務を介護支援専門員が行っているか。</p> <p>(2) 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(3) 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</p> <p>(4) ・(3)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。 <p>(5) アセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等を行っているか。 <p>(6) サービス担当者会議（入所者に対する施設サービスの提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士等の介護及び生活状況等に関係する担当者（以下(11)までにおいて「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用して行い、入所者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について、入所者又はその家族の同意を得ているか。 	<p>適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否</p>	<p>【赤 895】 施設条例第 17 条 居宅条例第 158 条 〔作成方法等について確認〕 ・運営規程 ・職務分担表 ・入所者の能力、環境等を評価した書類 ・協議の記録 ・施設サービス計画の原案</p> <p>・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 ・厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」</p>

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>(7) 施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。</p> <p>※ 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。</p> <p>また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。</p>	適否	<p>・短期入所生活介護計画書</p> <p>・居宅サービス計画書</p>
<p>(8) 施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。</p>	適否	
<p>(9) ・施設サービス計画の作成後の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行っているか。</p>	適否	
<p>・必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。</p>	適否	
<p>(10) (9)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>② 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p>	適否	
<p>(11) 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>① 入所者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>② 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	適否	
<p>(12) (9)に規定する施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。</p>	適否	
<p><短期入所生活介護></p>		【赤 268, 1269】
<p>(1) 継続して入所（概ね4日以上連続）する利用者について、管理者は、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の介護職員等と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成しているか。</p>	適否	
<p>(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成されているか。</p>	適否	
<p>なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	適否	
<p>(3) 管理者は、サービスの目標や内容等について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	適否	
<p>(4) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。</p>	適否	

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>13 介 護</p>		<p>【赤 269, 898, 1270】</p>
<p>(1) ・入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。 ・入所者の人格に十分配慮して行っているか。</p>	適否	施設条例第 18 条 居宅条例第 159 条 予防条例第 149 条
<p>(2) ・入浴は 1 週間に 2 回以上、適切な方法により実施しているか。 (個人別入浴予定日、時間の設定) ・入所者に適応した入浴方法により実施しているか。 (特別浴槽入浴、介助浴等) ・入浴前に健康チェックを行っているか。 ・入浴が困難な場合は、清拭を実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。</p>	適否 適否 適否	・施設サービス（短期入所生活介護）計画書 ・入所者台帳 ・入所者に関する書類
<p>(3) 排せつの自立についてトイレ誘導や排せつ介助等必要な援助を行っているか。</p>	適否	・入浴に関する記録 ・介護・看護に関する記録 ・排せつに関する記録
<p>(4) ・おむつを使用せざるを得ない入所者については、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入所者の排せつ状況を踏まえて、適切におむつを取り替えているか。</p>	適否	・勤務体制表 ・勤務に関する記録
<p>(5) ・褥瘡の予防のための体制を整備しているか。 ・<u>介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有しているか。</u> ・<u>日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させているか。</u> 例えば、</p>	適否 適否 適否	
<p>① <u>当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。</u> ② <u>当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。</u> ③ <u>医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。</u> ④ <u>当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。</u> ⑤ <u>介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。</u></p>		
<p>(6) 離床、着替え、整容など入所者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。</p>	適否	
<p>(7) ・常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (ただし、広域特養においては、常勤でなければならない。) ・夜間を含め適切な勤務体制を定めているか。</p>	適否 適否	
<p>〔<u>2 以上の勤務体制を組む場合は、各々において常時 1 人以上の常勤の介護職員を配置</u>〕</p>		
<p>(8) 入所者に対し、その負担により、従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p>	適否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(3) ・入所者の家族との連携、入所者とその家族との交流等の機会の確保(会報の送付、行事参加の呼びかけ等)に努めているか。 <u>・面会場所、時間の設定等は適切であるか。</u></p> <p>(4) 入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。 <u>・入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。</u></p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>・設備台帳等 ・事業計画(報告)書 ・代行の要領 ・同意に関する記録 ・確認を得た文書 ・入所者に関する書類 ・面会記録</p>
<p>17 機能訓練</p> <p>(1) ・入所者の心身の状況等に応じて、適切な機能訓練を実施しているか。 ・日常生活の中での機能訓練、レクリエーション、行事の実施等を通じた訓練についても配慮しているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 270, 901, 1272】 施設条例第 22 条 居宅条例第 161 条 予防条例第 151 条 施設解釈通知第 4-5 居宅解釈通知第 2-8(3) ・訓練に関する記録 ・訓練に関する日誌</p>
<p>18 栄養管理 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務</p> <p>(1) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。</p> <p>(2) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録しているか。</p> <p>(3) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。</p> <p>(4) 管理栄養士を配置しているか。</p> <p>(5) 栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、(1)から(3)について、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行っているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 901】 【緑 1007】 施設条例第 22 条の 2 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号) ・栄養ケア計画 ・栄養状態の記録</p>
<p>19 口腔衛生の管理 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務</p> <p>(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っているか。</p> <p>(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直しているか。 また、計画には次の事項を記載しているか。 ①助言を行った歯科医師 ②歯科医師からの助言の要点 ③具体的方策 ④当該施設における実施目標 ⑤留意事項・特記事項</p> <p>(3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 901】 【緑 1014】 施設基準第 22 条の 3 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号) ・技術的助言及び指導の記録 ・口腔衛生の管理に係る計画</p>
<p>20 健康管理</p> <p>(1) 医師・看護職員は常に入所者の健康管理に努め、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 270,903,1272】 施設条例第 23 条 居宅条例第 162 条 予防条例第 152 条 ・看護に関する日誌 ・入所者に関する文書</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>2.1 入所者の入院期間中の取扱い</p> <p>(1) 退院予定時期について入院先の主治医に確認等しているか。 ・入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p> <p>(2) 入所者の入院期間中のベッドを短期入所生活介護事業等に利用する場合、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう計画的なベッド利用となっているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 903】 施設条例第 24 条 ・入所者に関する書類 ・診断書等 ・短期入所に係るベッド利用計画書 ・入院者の名簿</p>
<p>2.2 入所者に関する市町村への通知</p> <p>(1) 入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 271,903, 1268(1222)】 施設条例第 25 条 居宅条例第 27 条準用 予防条例第 52 条の 3 準用 ・市町村に送付した通知</p>
<p>2.3 緊急時等の対応</p> <p>(1) 緊急時等のために、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。</p> <p>(2) 緊急時等のために、配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めているか。</p> <p>対応方針に定める規定の例 緊急時の注意事項、病状等についての情報共有の方法 曜日や時間帯等ごとの医師との連携方法、診察を依頼するタイミング等</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 271, 903, 1266】 施設条例第 25 条の 2 居宅条例第 165 条 予防条例第 141 条</p>
<p>2.4 管理者による管理</p> <p>(1) 管理者は専ら当該施設の職務に従事する常勤者か。 ただし、以下の場合で当該施設の管理上支障がない場合は、他の職務を兼ねることができる。</p> <p>①当該施設の従業者としての職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所、施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる場合 ③サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 258, 904, 1262】 施設条例第 26 条 居宅条例第 151 条 予防条例第 134 条 施設規則第 8 条 居宅規則第 8 条 予防規則第 8 条 施設解釈通知第 4-6 ・組織図 ・職務分担表 ・運営規程</p>

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>(2) 管理者は、社会福祉法第 19 条 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業をいう。）に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものであるか。 【条例独自基準】</p> <p>規則で定めるもの</p> <p>(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2 年以上である者</p> <p>ア 法律第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業又は施設</p> <p>イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は同条第 7 項に規定する介護予防通所介護を行う事業</p> <p>ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設</p> <p>エ 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業又は同号ロに規定する第 1 号通所事業</p> <p>(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>	<p>適否</p>	
<p>25 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は当該施設の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 271,904, 1268(1222)】 施設条例第 27 条 居室条例第 57 条準用 予防条例第 54 条準用 ・組織図 ・業務日誌、業務報告書等</p>
<p>26 計画担当介護支援専門員の責務</p> <p>(1) 計画担当介護支援専門員は、「12 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。</p> <p>④ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>⑤ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>⑥ 苦情の内容等を記録すること。</p> <p>⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 904】 施設条例第 28 条</p>

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>27 運営規程</p> <p>(1) 運営規程に次に掲げる重要事項の内容が記載されているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設（事業）の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 入所（利用）定員 ④ 入所者に対する指定介護福祉施設サービス（指定短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の送迎の実施地域 ⑥ 施設の（サービス）利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時、事故発生時等における対応方法【条例独自基準】 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続【条例独自基準】 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 成年後見制度の活用支援【条例独自基準】 ⑫ 苦情解決体制の整備【条例独自基準】 ⑬ その他施設の運営に関する重要事項 	<p>適否</p>	<p>【赤 271,905,1267】 施設条例第 29 条 居宅条例第 166 条 予防条例第 142 条 施設解釈通知第 4-7 居宅解釈通知第 2-8(3) ・運営規程</p>
<p>28 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) ・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。（勤務計画が作成されているか。） ・月ごとに勤務予定表・勤務実績表が作成されているか。 ・必要事項（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の配置、管理者との兼務関係等）が記載されているか。</p> <p>(3) ・当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 ・調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は適切か。</p> <p>(4) 従業者の資質向上のため、<u>内部の研修会</u>や<u>他で実施される研修会</u>に参加させているか。</p> <p>(5) (4)の研修には、高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨を踏まえた内容を含めているか。【条例独自基準】</p> <p>(6) 全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 また、新たに採用した者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させているか。</p> <p>※医療・福祉関係の資格 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等</p> <p>※令和6年3月31日までの間は、努力義務。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 273,905,1268(1254)】 施設条例第 30 条 居宅条例第 110 条準用 予防条例第 124 条の 2 準用 施設解釈通知第 4 の 8 居宅解釈通知第 2 の 6(2)参照 ・就業規則 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・研修計画出張命令 ・研修会資料 ・研修受講修了証</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(7)・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってほ ならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。</p> <p>・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のた めの窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。</p> <p>・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってほ ならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発しているか。</p> <p>・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のた めの窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>29 業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日までは、努力義務。</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サー ビスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。</p> <p>①感染症に係る業務継続計画について、以下の内容を含めて策定しているか。</p> <p>イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、 備蓄品の確保等）</p> <p>ロ 初動対応</p> <p>ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者 との情報共有等）</p> <p>② 災害に係る業務継続計画について、以下の内容を含めて策定しているか。</p> <p>イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフライ ンが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>ハ 他施設及び地域との連携</p> <p>(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に（年2回以上）実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>施設条例第30条の2 居宅条例第32条の2 予防条例第55条の2 の2</p>
<p>30 定員の遵守</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員は守られているか。</p> <p>定員超過利用のやむを得ない事情</p> <p>① 災害</p> <p>② 虐待</p> <p>③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合</p> <p>④ 入院者が当初予定より早期に再入所が可能となり、その時点で満床 であった場合（空床型短期利用を含む）</p> <p>⑤ 近い将来本体入所が見込まれる者が家族の急遽入院等事情を勘案し て入所することが適当と認められる場合</p> <p>(③～⑤は一時的・特例的な取扱いであり速やかに超過を解消する必要がある。)</p> <p>・利用者の状況や利用者の家族等の事情</p> <p>① 居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行っている場合、以下 の②～⑥を満たしているか。</p> <p>② 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護 を受けることが必要と認めている利用者であるか。</p> <p>③ 居室サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供す る場合であるか。</p> <p>④ 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められるか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【赤 278, 909, 1267】 【青 379, 904, 1364】 【緑 752, 764, 770】 施設条例第31条 居宅条例第167条 予防条例第143条 ・入所者名簿 ・緊急性を判断する に際しての記録</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(7) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）を年2回以上行っているか。 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務。</p> <p>(8) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p> <p>(9) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、幅広い職種により構成する感染対策委員会（事故防止検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。）をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。</u></p>	<p>適 適</p> <p>適 適</p> <p>適 適</p>	
<p>3.3 協力病院等（緊急時等の対応）</p> <p>(1) 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p> <p>(2) 協力病院は近距離であるか。</p> <p>(3) <u>協力歯科医療機関を定めるように努めているか。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 271,912,1266】 施設条例第 34 条 居宅条例第 165 条 予防条例第 141 条 ・ 掲示板、契約書 ・ 緊急時対応マニュアル</p>
<p>3.4 掲 示 〔掲示場所確認〕</p> <p>(1) ・重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。又は、施設へ備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させているか。（記載事項、文字の大きさ、掲示方法等） ・ 掲示事項はすべて掲示されているか。</p> <p>① <u>運営規程の概要（重要事項に関する規程の概要）</u></p> <p>② 従業員の勤務体制</p> <p>③ <u>事故発生時の対応</u></p> <p>④ <u>苦情処理の体制</u></p> <p>⑤ <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況</u> <u>（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u></p> <p>⑥ 協力病院</p> <p>⑦ <u>利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 281,913,1268(1224)】 施設条例第 35 条 居宅条例第 34 条準用 予防条例第 55 条の 4 準用</p>
<p>3.5 秘密保持等</p> <p>(1) 入所者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。</p> <p>(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。（例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。）</p> <p>(3) ・サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、あらかじめ入所者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、文書による同意を得ているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 282,913,1268(1224)】 施設条例第 36 条 居宅条例第 35 条準用 予防条例第 55 条の 5 準用 ・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 入所者（家族）の同意に関する記録 ・ 実際に使用された文書等（会議資料等）</p>
<p>3.6 広 告</p> <p>(1) ・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。（誇大） ・ 広告のサービスが運営規程等と整合しているか。（虚偽）</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 282,913,1268,(1225)】 施設条例第 37 条 居宅条例第 36 条準用 予防条例第 55 条の 6 準用 ・ ポスター ・ パンフレット</p>

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
<p>37 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、施設（サービス）を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 282,914, 1268(1225)】 施設条例第 38 条 居宅条例第 37 条準用 予防条例第 55 条の 7 準用</p>
<p>38 苦情処理</p> <p>(1) ・苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</p> <p>(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(7) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 283,914, 1268(1225)】 施設条例第 39 条 居宅条例第 38 条準用 予防条例第 55 条の 8 準用 〔苦情処理方法について具体的な方法及び過去 1 年間の苦情の状況を確認〕 ・苦情に関する記録・苦情処理マニュアル ・掲示物 ・指導等に関する記録</p>
<p>39 地域との連携等</p> <p>(1) 地域住民又はその他自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>(2) 入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 283,915, 1268(1225)】 施設条例第 40 条 居宅条例第 168 条、第 39 条準用 予防条例第 144 条、第 55 条の 9 準用 ・苦情に関する記録・指導等に関する記録</p>
<p>40 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1) 介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針を定めた事故発生の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>(2) 介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるために、事実の報告その分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底する体制が整備されているか。</p> <p>(3) 介護事故発生の防止及び再発防止のため、幅広い職種により構成する事故防止検討委員会（感染対策委員会と一体的に設置 ・運営することも差し支えない。）を定期的に開催しているか。</p> <p>(4) 指針に基づいた介護事故発生の防止及び再発防止のための研修プログラムを作成し、年 2 回以上定期的に開催しているか。 ・新規採用時にも開催しているか。</p> <p>(5) 事故発生を防止するための体制として、(1)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。 ※令和 3 年 9 月 30 日までの間は、努力義務。</p> <p>(6) 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。 (市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対する連絡体制)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 284,915, 1268(1225)】 施設条例第 41 条 居宅条例第 40 条準用 予防条例第 55 条の 10 準用 ・指針 ・連絡体制図 ・事故記録 ・委員会の記録 ・研修の記録</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
(7) 事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡等必要な措置を講じているか。 (8) (6)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (9) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。 (10) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。		
4.1 虐待の防止 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務。 (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。 また、以下の項目を盛り込んでいるか。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施しているか。 また、新たに採用した者に対しても、研修を実施しているか。 (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適否 適否 適否	【赤 284,917,1268(1226)】施設条例第41条の2 居宅条例第40条の2 予防条例第55条の10の2
4.2 会計の区分 (1) ・事業所ごとの区分か。 ・指定介護老人福祉施設（指定短期入所生活介護事業）の会計は独立した一つの会計の区分となっているか。 (2) 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に沿った会計処理となっているか。	適否 適否 適否	【赤 287,920,1268(1226)】施設条例第42条 居宅条例第41条準用 予防条例第55条の11準用 ・会計関係書類 (2)は8号通知
4.3 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。【条例独自基準】 ① 施設サービス（短期入所生活介護）〔介護予防短期入所生活介護〕計画 ② 施設条例13条2項（居宅条例19条2項〈準用〉）〔予防条例51条の13第2項〈準用〉〕に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 施設条例16条5項（居宅条例157条5項〈準用〉）〔予防条例140条2項〈準用〉〕に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 施設条例25条〈準用〉（居宅条例27条〈準用〉）〔予防条例52条の3〈準用〉〕に規定する市町村への通知に係る記録 ⑤ 施設条例39条2項〈準用〉（居宅条例38条2項〈準用〉）〔予防条例55条の8第2項〈準用〉〕に規定する苦情の内容等の記録 ⑥ 施設条例41条3項（居宅条例40条2項〈準用〉）〔予防条例55条の10第2項〈準用〉〕に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録	適否 適否	【赤 287,920,1268】施設条例第43条 居宅条例第169条 予防条例第145条 ・従業者に関する名簿、履歴書等

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>⑦ 施設条例第30条第1項（居宅条例第110条第1項）〔予防条例124条の2第1項〈準用〉〕に規定する勤務の体制等の記録【条例独自基準】</p> <p>⑧ 法律第40条〔法律第52条〕に規定する介護給付〔予防給付〕及び施設条例第14条第1項から第3項（居宅条例第156条第1項から第3項）〔予防条例第139条第1項から第3項〕までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録【条例独自基準】</p>		
第5 変更の届出等		
<p>開設者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を届出ているか。</p>	適否	<p>介護保険法75条、89条、115条の5、介護保険法施行規則131条、135条、140条の19</p> <p>・変更届書類</p>
第6 介護給付費の算定及び取扱い		
1 基本的事項		
<p>(1) 介護給付費単位数表により適切に算定しているか。</p> <p>(2) 地域区分は適切か。</p> <p>(3) 端数処理は適切か。</p>	適否 適否 適否	<p>【青378,901,1263】</p> <p>・施設サービス（短期入所生活介護）計画書</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・給付管理表</p> <p>・サービス提供票・別票</p>
2 介護福祉施設サービス（短期入所生活介護費）		
<p>介護福祉施設サービス費及び旧措置入所者介護福祉サービス費（短期入所生活介護費）</p>		
<p>(1) 施設基準に従い、入所者の要介護状態区分に応じて適切に算定しているか。</p> <p>(2) 特例利用（指定短期入所生活介護事業所の空床を利用した指定介護福祉施設サービスの提供）がある場合適切に算定されているか。</p> <p>(3) 月平均の入所者の数（小数点以下切り上げ）が運営規程に定められている入所定員を超えている場合又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が基準を満たしていない場合は、70/100で算定しているか。</p>	適否 適否 適否	<p>(3)は27号告示</p> <p>・施設サービス（短期入所生活介護）計画書</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・給付管理表</p> <p>・届出書（写）</p> <p>・緊急性を判断するに際しての記録</p>
3 従来型個室の経過措置等		
<p>従来型個室については、従来の実態等を勘案して経過措置が適正に講じられているか。</p>	適否	
<p>(1) 既入所者への経過措置適用に関し、対象者の範囲は適正か。</p> <p>対象者の範囲：従来型個室の既入所者のうち、過去1月間（従来型個室に入所している期間が1月に満たない時は、当該入所期間）にわたり、特別な室料を支払っていない者</p>	適否	
<p>(2) 新規入所者への経過措置適用に関し、対象者の範囲は適正か。</p> <p>対象者の範囲：</p> <p>① 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室の入所が必要な場合（医師の判断が必要）</p> <p>② 居住する居室の面積が10.65㎡以下である者</p> <p>③ 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能である者（医師の判断が必要）</p>	適否	

確 認 事 項	適否	確認書類・根拠
(3) 経過措置等を講じた場合の利用者負担等は適正になされているか。 介護報酬：多床室と同額の報酬を適用 利用者負担：多床室と同額の居住費を適用 特別な室料：支払を求められない。	適否	
4 連続した利用 (1) 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合に、31日以降について短期入所生活介護費を算定していないか。	適否	【青 398, 1374】
第7 その他		
1 業務管理体制 (1) 業務管理体制整備に関する届け出を行っているか。 ・いつ行ったか。（ 年 月 日） (2) 届け出ている場合、法令遵守責任者名が従業者に周知されているか。	適否 適否	【赤 1545】 業務管理体制届出書
2 介護サービス情報の公表 (1) 当該年度の報告依頼通知があった時、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。 ・いつ行ったか。（ 年 月 日） (2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。 ・いつ行ったか。（ 年 月 日）	適否 適否	【赤 1562】 ・介護保険法第115条の35 ・介護サービス情報公表システム